

覚 書

市川ハイツ管理組合（以下「甲」という）といちかわケーブルネットワーク株式会社（以下「乙」という）と日本アンテナ株式会社（以下「丙」という）は、甲の所有する市川ハイツ A・B 棟(以下「本件建物」という)に対し、乙が行う有線テレビジョン放送サービス等の提供およびテレビ関連設備の保守等について下記のとおり約定し覚書を取り交わす。

記

1 本件建物

名 称 市川ハイツ A・B 棟
所在地 千葉県市川市鬼高 2 丁目 1 2 8 0 番 1 (地番)

2 改修工事

1. 当改修工事は乙、丙との入念な打ち合わせを経て実施するものとする。
2. 丙は甲の依頼により BS 放送視聴に伴う共同アンテナ設置及びCATV混合改修工事を行い、乙は丙と合同にて双方向調整を行うものとする。なお、乙の施工範囲である双方向調整費用については乙の負担とする。

3 甲の所有区分

甲は保安器出力端子以降、本件建物内すべての施設が所有なので、以後甲の責任において管理するものとする。ただし、宅内のテレビ配線は居住者の所有であり、以後居住者の責任において管理を行うものとする。

4 乙のサービス内容

1. 乙が本件建物に対し、再送信または自主放送する電波の種類は以下のものとする。なお、乙は居住者の任意契約となる乙が提供するテレビサービス、インターネットサービス及び電話サービス(以下「有料サービス」という)の契約者有無に関わらず、無償にて提供するものとする。アナログ放送の終了時期については総務省の決定に従うものとする。また、NHK の受信料は別途とする。

アナログ放送		デジタル放送	
	<再送信>		<再送信>
1ch	NHK総合	地上011ch	NHK総合
3ch	NHK教育	地上021ch	NHK教育
4ch	日本テレビ	地上031ch	チバテレビ
5ch	チバテレビ	地上041ch	日本テレビ
6ch	TBS	地上051ch	テレビ朝日
8ch	フジテレビ	地上061ch	TBS
10ch	テレビ朝日	地上071ch	テレビ東京
12ch	テレビ東京	地上081ch	フジテレビ
-	-	地上091ch	TOKYO MX
-	<自主放送>	地上121ch	放送大学
9ch	JCNプラスチャンネル(テレビ市川)	-	-
-	-	-	<自主放送>
-	-	地上111ch	JCNプラスチャンネル

2. 乙は居住者に対し、有料サービスを提供するものとする。有料サービスの契約は居住者の任意とし、居住者と乙で別途加入契約を締結することにより有料サービスが提供されるものとする。
3. 乙が提供する有料サービスを居住者が契約する場合、初回契約時の工事費と解約時の撤去費は本件建物の居住者に限り無料とする。その他、利用料や最低利用期間などの条件は乙の契約約款、規約等に準ずるものとする。
4. 新電波塔（東京スカイツリー）稼働開始後、新電波塔より送出されるテレビ放送のうち、通常の地上波アンテナにて受信可能な上記 4.1 項の上表外の新放送が開始される場合、乙は上記 4.1 項について甲、乙は別途協議し決定するものとする。

5 保守について

1. テレビ関連設備の障害については、乙が統合して障害受付を行うものとする。受付は365日、24時間とする。障害受付後、乙は障害部位の切り分けを行い、甲の管理する増幅器、BSアンテナなどの障害が推定される場合は、甲に遅滞なく連絡するものとする。夜間受付の場合は原則翌日の日中に障害部位の切り分け作業を行うものとする。また、乙は障害部位の切り分け作業を無償で行うものとする。
2. 乙が提供する有料サービスの契約者が無くなった場合、上記 5.1 項に関する作業は有料で行うものとし、作業内容及び費用等について別途協議するものとする。
3. 丙の設置工事部分の障害は工事終了後 1 年間は、保証期間とし、丙が保守を実施する。工事終了後 1 年を過ぎた場合、丙が保守作業を行う。丙の保守費用は都度見積もりとする。ただし、甲は丙の了解の基に保守を丙に代わり乙に実施させることが出来るものとする。乙が保守作業を実施した場合は甲は乙に保守費用を支払うものとする。保守に際し交換が必要となった増幅器等の部材につき必要に応じ甲は丙から購入する。
4. 障害部位が乙又は丙が施工をしていない箇所(既存配線など)の場合は甲の費用負担により、乙が保守作業を行うものとする。既存配線など保守が行えない箇所が不良であった場合は別途修復方法について甲・乙で協議するものとする。
5. 障害原因が保安器出力端子より乙の伝送路側の設備の場合は、乙が保守を行うものとする。
6. 障害原因が各戸内のテレビ端子以降の場合は居住者の費用負担により、乙が訪問対応または保守作業を行うものとする。ただし費用負担については当該居住者に事前説明を行い、了解を得た後に保守作業を実施するものとする。
7. 乙が行う保守範囲は 4.1 項及び 4.4 項で記載する電波及び乙が提供する有料サービスとし、BSアンテナ(BS直接受信)の電波は障害部位の切り分けまで行き、乙は責任を負わないものとする。また、110°CS(110°CS直接受信)の電波については、乙及び丙は責任を負わないものとする。BSアンテナ(BS直接受信)に関わると推測される障害は、甲が(または甲の代形で乙が)丙に保守依頼を行うものとする。
8. 今後、乙の都合によりテレビ関連設備(引込み線を含む本件建物側の設備)の増強や変更が必要になった場合は原則乙の費用負担により行うものとする。甲の都合によりテレビ関連設備(引込み線を含む本件建物側の設備)の増強や変更が必要になった場合は原則甲の費用負担により行うものとする。何れの場合もこの原則に従い、甲・乙にて事前に協議するものとする。
9. 乙は保守を行うため本件建物への立ち入りができ、甲はこれに協力するものとする。
10. 甲は、乙が乙の放送センターから保安器までの施設の維持管理の必要上、乙の放送サービスを一時停止する可能性があることを承諾するものとする。
11. 間歇的に発生するノイズ等の複雑障害については、甲、乙、丙が協力して障害対策にあたるものとする。保守費用については協議して決定する。
12. 天変地異、その他の不可抗力により施設の損壊または、やむを得ない事情によるサービス停止があった場合、乙は、甲に対して損害賠償の責任を負わないものとする。但し、乙は、甲との間において速やかに対応を協議するものとする。

6 付帯事項

甲、乙にて本覚書締結日以前に締結された本覚書記載の集合住宅に関する契約については、本覚書の締結をもって失効するものとする。

7 定めなき事項

定めなき事項については、甲、乙及び丙はお互いに信義誠実の原則にたって、円満に解決にあたるものとする。

以上の事項を約定した証として本覚書3通を作成し、各自記名押印の上、甲・乙・丙各1通を保有する。

以 上

平成22年5月 日

甲 住 所 千葉県市川市鬼高2丁目12番23号
氏 名 市川ハイツ管理組合
理事長 小野 邦
電 話 番 号 047-336-4933

乙 住 所 千葉県市川市東大和田2丁目4番10号
氏 名 いちかわケーブルネットワーク株式会社
代表取締役社長 日野 廣生
電 話 番 号 047-379-7971

丙 住 所 東京都荒川区西尾久7-49-8
氏 名 日本アンテナ株式会社
東京支店長
電話番号 03-3893-5371